

昭島市総合評価落札方式評価表

件名 市道昭島20号配水管布設替工事

評価項目の定義	
同種工事	工事实績情報システムにおける業種又は工種が上水・工業用水道工事
指定する規模	契約金額 7,360万円
指定する規模の1/2	契約金額 3,680万円

評価項目

	評価項目	評価内容	評価基準	配点
A 企業の 施工能力	施工実績 昭島市総合 評価落札方 式実施要綱 (以下この 表において 「要綱」と いう。)第9条	公告日の属する年度の以前6年度における同種工事(注1)の施工実績(注2)(注3)	a. 本市が発注した同種工事で指定する規模以上の工事の実績がある。	4
			b. その他の公共機関(注4)が発注した同種工事で指定する規模以上の工事の実績がある。	3
			c. 本市が発注した同種工事で指定する規模の2分の1以上の工事の実績がある。	2
			d. その他の公共機関(注4)が発注した同種工事で指定する規模の2分の1以上の工事の実績がある。	1
			e. aからdに該当する実績が無い。	0
	工事成績 要綱第10条	公告日の属する年度の以前6年度における本市発注工事(注1)のうち同種工事の成績評定点の直近3件(注5)の平均点(注2)(注3)	a. 80点以上	5
			b. 75点以上 80点未満	4
			c. 70点以上 75点未満	3
			d. 65点以上 70点未満	2
			e. 60点以上 65点未満	1
			f. 工事成績なし	0
			g. 60点未満	-1
	配置予定技術者(監理又は主任技術者) 要綱第11条	保有資格 (管工事施工管理技士、土木施工管理技士、技術士)	a. 1級技術者(管工事施工管理技士、土木施工管理技士)、上下水道・総合技術監理(上下水道)、上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)、技術士(上下水道)	2
			b. 2級技術者(管工事施工管理技士、土木施工管理技士)	1
			c. その他の技術者	0
		配置予定技術者が同種工事にかかわった実績(注2) ※年度の指定なし	a. 監理技術者、主任技術者、現場代理人として本市が発注した同種工事で指定する規模以上の工事の実績がある。	4
			b. 監理技術者、主任技術者、現場代理人としてその他の公共機関(注4)が発注した同種工事で指定する規模以上の工事の実績がある。	3
			c. 監理技術者、主任技術者、現場代理人として本市が発注した同種工事で指定する規模の2分の1以上の工事の実績がある。	2
			d. 監理技術者、主任技術者、現場代理人としてその他の公共機関(注4)が発注した同種工事で指定する規模が2分の1以上の工事の実績がある。	1
			e. aからdに該当する実績が無い。	0

B 地域精 通度	営業拠点 の所在地	本市内に本店又は 支店若しくは営業 所を有し、1年以 上営業を継続して いる。（注6）	a. 市内に本店を有し、かつ1年以上市内で営業 を継続している。	2
	要綱第12 条		b. 市内に支店又は営業所を有し、かつ1年以上 市内で営業を継続している。	1
			c. a及びbに該当しない。	0
C 地域・社会貢 献度	防災協定 活動点	本市と災害時にお ける協定を締結又 は協定の締結があ る団体の構成員で ある。（注3）	a. 締結がある又は協定のある団体の構成員であ る。	2
	要綱第13 条第1号		b. aに該当しない。	0
	災害応急 復旧工事 等の実績	公告日の属する年 度の以前6年度に おいて災害時にお ける緊急施工工事 （注1）を、本市 又は東京都から発 注を受け、完了し た実績がある。 （注3）（注7）	a. 実績がある。	1
	要綱第13 条第2号		b. aに該当しない。	0
	建設業退 職金共済 制度等	建設業退職金共済 制度に加入、又は 退職一時金制度を 導入している。	a. 加入又は導入している。	1
	要綱第13 条第3号		b. aに該当しない。	-1
	法定外労 働災害補 償制度	法定外労働災害補 償制度に加入して いる。	a. 加入している。	1
	要綱第13 条第4号		b. aに該当しない。	-1
	男女共同 参画の取 組	育児休業制度又は 介護休暇制度に伴 う短時間勤務制度 等の措置を就業規 則等で規定してい る。	a. 規定されている。	1
	要綱第13 条第5号		b. aに該当しない。	0
	高齢者雇 用又は障 害者雇用 の取組	65歳以上又は障害 者手帳を交付され ている者を直接雇 用している。（当 該者の週所定労働 時間が20時間以上 であること。）	a. 雇用している。	1
	要綱第13 条第6号		b. aに該当しない。	0
	市内業者 の積極的 活用	公告日の属する年 度の以前6年度に おいて受注した本 市発注工事（注 1）で、下請負人 に工事の一部を請 負させたものにつ いて、本市内業者 を下請負人として いる。（注3）	a. 活用している。	1
	要綱第13 条第7号		b. aに該当しない。	0
合 計				25

○ (加算方式) 評価値 = 価格評価点 + 施工能力等評価点

○ 価格評価点 :

(1) 入札価格が基準価格以上となる場合

$$100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

(2) 入札価格が基準価格未満となる場合

$$\text{基準価格の価格点} - (100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) - \text{基準価格の価格点}) - 0.5$$

(注) 基準価格の価格点 = $100 \times (1 - \text{基準価格} \div \text{予定価格})$

○ 施工能力等評価点 : 最高25点 (上記評価項目・基準より算出)

(注1) 「公告日の属する年度の以前6年度における同種工事」「公告日の属する年度の以前6年度における本市発注工事」「公告日の属する年度の以前6年度において災害時における緊急施工工事」「公告日の属する年度の以前6年度において受注した本市発注工事」とは全て、令和3年4月1日から令和8年7月31日の間にしゅん工した工事をいう。

(注2) 共同企業体(JV)での実績は除く。

(注3) 本店を登録している者は本店の実績、営業所を登録している者は営業所の実績のみを評価対象とする。

(注4) 「その他の公共機関」とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、「都区市町村(昭島市を除く。)」及び「他官公庁」として認められているものをいう。

(注5) 「直近3件」の基準となる日付は、工事成績評定通知書を発した日とする。

(注6) 「1年以上営業を継続している」とは、本件公告日において、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの申請先自治体として昭島市に登録した後の営業年数が1年以上あることをいう。

(注7) 当該工事の施工範囲に昭島市域を含むものに限る。